

播磨町健康いきいきセンター

トレーニングマシン等

物品購入に係るプロポーザル実施要領

播磨町

すこやか環境グループ

## 1 趣旨

本町では、住民福祉に寄与するために、積極的な健康づくりを支援する施設として播磨町健康いきいきセンター（以下「センター」という。）を設置している。

センターについては、開設から22年が経過しており、令和4年度に内装の改修工事を実施するため、センター内に設置されているトレーニングマシン等の更新を実施する予定である。

センター内に設置されたトレーニングマシン等の更新について、利用者が安全、快適に使える機器の導入及び低価格かつ品質の確保を目的とし、最も適当と判断される物品購入受注候補者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 概要

### (1) 業務範囲

トレーニングマシン、更衣ロッカー、貴重品ロッカー、その他トレーニングジム運営に必要な付帯品等の物品納入、組立、設置（転倒防止策の施工を含む）、その他業務を実施する上で必要な関連業務

※既存機器の撤去処分費用は除く（発注者で撤去処分を実施）

### (2) 内容・数量

トレーニングマシン等物品購入に関する仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

### (4) 履行場所

兵庫県加古郡播磨町南大中1丁目8番60号（センター）

### (5) 見積限度額 40,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

## 3 受注者選定方式

企画提案の公募によるプロポーザル方式によって、優先交渉権者を選定する。  
なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する。

## 4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 播磨町の競争入札参加者名簿（令和4年度）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (3) 播磨町指名停止基準（平成21年告示第7号）及び兵庫県指名停止基準（平成6年6月16日制定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立て

がなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認定決定が参加申込日以前になされている場合は、この限りではない。

- (5) 播磨町暴力団排除条例（平成24年播磨町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。

## 5 募集方法

播磨町公式ホームページ上に提出様式を含む本実施要領、仕様書等を掲載することにより、本プロポーザルの参加希望者を募集する。

## 6 全体スケジュール

- (1) 実施要領等公表 令和4年6月23日（木）
- (2) 現地説明会 令和4年7月4日（月）
- (3) 質疑受付 令和4年6月24日（金）～令和4年7月8日（金）
- (4) 質疑回答 令和4年7月13日（水）
- (5) 書類受付期間 令和4年7月14日（木）～令和4年7月29日（金）
- (6) プレゼンテーション 令和4年8月8日（月）予定
- (7) 選考審査結果通知 プレゼンテーションから1週間以内

## 7 現地説明会

### (1) 参加申込

現地説明会への参加を希望する者は、現地説明会参加申込書（様式第5号）を下記アドレスまで電子メールで提出することとし、メールの件名は、「プロポ現地説明会参加申込（事業者名）」とし、電子メールで送信後、電話にて受信確認すること。

### (2) 提出期限

現地説明会参加申込書の提出期限は、7月1日（金）午後5時までとする。

### (3) 開催（集合）日時

令和4年7月4日（月） 午前10時～

※1時間程度を予定

### (4) 開催（集合）場所

住所：兵庫県加古郡播磨町南大中1丁目8番60号（センター）

※当日は、施設の休館日であるが、施設駐車場の利用が可能

### (5) 参加人数

2名以内とする。

## 8 質疑及び回答

### (1) 質疑

- ① 実施要領又は仕様書に関する質疑がある場合は、質問書（様式第6号）に記載し、下記アドレスまで電子メールで問い合わせることとし、メールの件名は、

「プロポ質問（事業者名）」とし、電子メールで送信後、電話にて受信確認すること。

E-mail:kankyo@town.harima.lg.jp

- ② 電話及び口頭による質問や期限後の質問は、一切受け付けない。
- ③ 質疑期限は、7月8日（金）午後5時までとする。

## （2）回答

- ① 質問に対する回答については、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、令和4年7月13日（水）午後5時までに播磨町ホームページに掲載する。
- ② 質疑に対する回答は、実施要領及び仕様書に対する修正又は追加とみなす。

## 9 企画提案書等の作成要領

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

提出書類 ※（1）～（6）の順に編纂

- （1）提案参加申込書(様式第1号)
- （2）会社概要(様式第2号)
- （3）業務実績(様式第3号)
- （4）実施体制(様式第4号)
- （5）企画提案書(任意様式)
  - ① 企画提案書は原則としてA4版とし、文字サイズ10ポイント以上とする。  
記載内容によりA3版も可とするが、綴じる際はA4版に折りたたむこと。
  - ② 企画提案は、1者1案とし提案趣旨を明確に示しまとめること。
  - ③ 企画提案書に記載を要する内容
    - ・実施スケジュール
    - ・導入する機器等の内容
    - ・仕様書（別添機能要件）への対応内容
    - ・トレーニングマシンの配置イメージパース
    - ・トレーニングマシンの特徴等  
（操作性、安全性、メンテナンス面、ランニングコスト、省エネルギー、環境負荷低減等）
    - ・トラブル発生（故障時等）のサポート体制
    - ・その他独自の提案等
- （6）見積書及び内訳書(任意様式)

## 10 提出

- （1）提出期限 令和4年7月29日（金）午後5時までに必着すること。
- （2）提出部数 正本1部、副本6部（写し可）
- （3）提出方法 郵送すること。持参可（業務時間外受付不可）

- (4) 提出先 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
播磨町 すこやか環境グループ 健康増進チーム

## 11 辞退届の提出

提案参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届(任意様式)  
(2) 提出期限 10 提出(1)と同じ  
(3) 提出部数 1部  
(4) 提出方法 10 提出(3)と同じ  
(5) 提出先 10 提出(4)と同じ

## 12 選考審査結果通知及びプレゼンテーション

### (1) 選考

提出書類、企画提案書・見積書・プレゼンテーションにより選考する。

プレゼンテーション 令和4年8月8日(月)予定

※プレゼンテーションの時間指定は届出順とし、時間は提案参加申込書に記載している連絡担当者に電話で連絡する。

※プレゼンテーションは、原則対面で行うものとするが、Zoom等のWeb会議サービスを活用したオンラインでのプレゼンテーションも可とする。

※企画提案書に基づき、企画の要点・製品の特徴などについて説明を行うこと。なお、追加資料の提出及び配布は認めない。

※プレゼンテーションへの出席は3名までとし、各自の持ち時間は30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)とする。

### (2) 結果通知

参加者全員に「プロポーザルの審査結果」をプレゼンテーションから1週間以内に発送する。

## 13 審査の実施等

### (1) プロポーザル審査委員会の設置

本町職員により構成されるプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### (2) 審査の方法

審査は、審査委員会において、次のとおり実施する。

- ① 審査は、提出された企画提案書等の内容及び質疑を含むプレゼンテーションのそれぞれの内容について、審査委員会の審査委員それぞれが審査項目ごとに採点することにより行い、それらを集計したものを得点とし、その得点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。ただし、総合得点が、採点を行った審査項目の合計点の6割に満たないものは優先交渉権者として選定しない。
- ② 企画提案者が1者のみであった場合は、見積金額の採点を行わないものとし、当該企画提案者に係る審査項目の「見積金額」を除いた総合得点が、採点を行った審査項目の合計点の6割に満たないときは、優先交渉権者を選定しない。

いものとする。

- ③ 総合得点が同点の企画提案者が2者以上ある場合は、審査項目の「見積金額」を除いた総合得点が高い企画提案者を上位とする。

【審査項目 全体に占める割合】

審査項目	評価の割合
1. 業務の実績	5 / 100
2. 業務の実施体制	5 / 100
3. 見積額	30 / 100
4. 企画提案書・プレゼンテーション	60 / 100

## 14 契約

### (1) 契約書

町が定めた契約書による。

### (2) 契約保証金

播磨町財務規則（昭和40年規則第1号）第92条の規定を適用する。

### (3) 議会の議決に付すべき契約

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条又は第3条に該当する契約については、議会の議決を経るまでは仮契約を締結し、議会の議決がなされたとき、これを本契約とみなす。

## 15 その他

(1) 企画提案書等の作成や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。

(2) 提出書類は選考審査結果に関わらず返却しない。また、本業務における選考審査以外では使用しない。

(3) 提出書類は、播磨町情報公開条例に基づき、公開する事がある。

(4) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施出来ないと認めるときには、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を播磨町に請求することはできない。

## 16 問い合わせ先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町 すこやか環境グループ健康増進チーム 担当：高井

TEL：079-435-2611

FAX：079-435-0831

E-mail：kankyo@town.harima.lg.jp